2024年4月1日発行（毎月1日）通巻732号／昭和38年10月10日第三種郵便物認可付録

そよ風

No.62　2024年　春号

編集・発行　埼玉自治体問題研究所
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1（県職気付）
TEL&FAX 048-822-9272
info@saitama-jitiken.com

ロータリーがあっても、改札がない

東武伊勢崎線の南羽生駅で降り、上り線の「東口」方向を見ると「↑出口」の標識がある。「あれ？」と思いながら跨線橋を昇降し、標識にたどり着くと「やっぱり」出口は無い。標識は「↑」が曲者で、下り線の西口に行け（戻れ）の意味だった。

23年も遡る2001年3月定例市議会で羽生市は東西口両用の橋上駅の設置を答弁した。しかし、橋上改札どころか写真のとおり東口は未だに「開かず」のまま。発車時刻間際では駅近い踏切は遮断中で西口に渡れず電車を見送る不便が。我慢できずに危険をおかす市民もいる。

一方で、周辺は区画整理も行われ、駅前ロータリーまで整備されている。このチグハグはどこから？

このまちでも、住民と議員が力を合わせて「東口改札を開いて」の署名が行われ、市政を動かそうとしている話を聞き、取材に行った。

行政の計画の甘さ、東武はサービスより採算重視、市財政の縮減、近年の資材高騰……理由は様々あろうが市政の責任は免れない。

住民署名は、独自の回収ポストまで作られ、2000筆超になった。橋上駅設置には国の補助金もあるそうで、羽生市も放置はできないはず。東武との協議をはじめ、公共交通政策、まちづくり全体への姿勢が問われることになる。

ところで、羽生では公共交通課題への住民参加が進んでいる。取材で知ったのが、予約型乗合タクシーのとりくみである。これは2019年に署名を市長に提出して一昨年の10月に実現している。

やるじゃないか！　羽生市民！　参加・共生が軽んじられている今こそ、地方自治を育てる運動が必要ではないか。

2024年春号（62号）の紹介

- 能登地震・障害ある者の避難生活から災害対応計画全体の再考を　理事　細野浩一 ……2
- 特集　『民主的自治体論を考える』（3回連続の2）　顧問　大坂　健 ……6
- 紹介　2024自治体学校・神奈川開催 …… 11
- 会員交流のひろば　羽生市議会議員（柳澤あきらさん）
  埼玉県職員（宮沢康則さん） …… 12

障害ある人への
避難支援策の現状と課題

～いのちと尊厳を守る避難行動、避難所の教訓は活かされているか

きょうされん埼玉支部　細野　浩一

キーワード：避難行動要支援者名簿の作成、個別支援計画の策定努力義務、福祉避難所への直接避難、インクルーシブ防災

《はじめに》

1月1日16：10分の能登半島地震は最大震度7を記録し、直後に津波が発生し、がけ崩れ、地盤の隆起などにより、道路・上下水道などのライフラインの寸断の大災害をもたらした。家屋の倒壊・火災、津波により死者241人、負傷者1，540人、住宅被害は84，245件にも及んだ。今なお1万人あまりの人が避難所生活を続けている（3月8日現在）。被害の大きかった奥能登の4自治体（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の高齢化率は51・4％、障害手帳保持者も7・9％で、人口5・7万人のうち、災害時の避難行動要支援者は15％にもなる。

東日本大震災では、震度7の地震と直後の大津波による死者と行方不明者は2万2215人、災害関連死も3792人に及んだ。障害があって適切な情報が得られなかったり、独力では避難行動ができなかったりした人が24・6％を占めた（2022年復興庁）。

障害のある人と家族は多くが体育館などでの集団避難生活に馴染めないことから、一般避難所に避難しても避難所からでていくことになったり、初めから避難所には避難しなかったりのケースが続発した。

この小論では、この間の現地に入って、被災状況の把握、支援活動を行っている「きょうさ

被災時における障害ある人への課題を伺いました

れん」「日本障害者フォーラム」「ＡＡＲＪａｐａｎ」などの現地からの報告とマスコミ報道を通して、①障害のある人たちと支援事業所の被災状況と福祉避難所及び避難所をめぐる問題とともに、②２０２１年の災害対策基本法の一部改正で市町村に義務化された「障害者、高齢者の避難行動要支援者の個別避難計画の作成」と障害のある人などが日頃利用している施設への直接避難する「福祉避難所への直接の避難の促進」の体制整備の進捗状況と課題について、東日本大震災の教訓は活かされているのかを検証してみる。

散乱物で施設機能がストップ（輪島市）

1　被災した障害のある人たちは

○避難所をあきらめ、車中泊をした聴覚障害者

穴水町に住む聴覚障害の酒井恵一さん（68歳）は、同じろう者でいっしょに暮らす弟と隣町へ出かけたときに被災した。「避難所へ避難しようか」と思ったが、「音声で支援の情報が流れても気づけないし、地域の人とも意思疎通が図れるかわからない」と、被災した自宅横の車庫や車中泊で過ごしていた。石川県聴覚障害者協会の役員らが現地に入り、手話通訳者のいる2次避難所で過ごすことができたのは2週間が過ぎてからだった。酒井さんは「やっと横になれる。快適だよ」と安どした。（24・2・26、「毎日」）

○一日も早く安心できる場所がほしい。自閉症の息子と避難所を転々として

輪島市深水町の岩崎香さん（46歳）の長男・祐輝さん（12歳・自閉症）は、県内の避難所を4か所移った。まず、福祉避難所になっている障害者施設に身を寄せたが、断水が続いたため、羽咋市内の施設で他の家族と相部屋で過ごした。祐輝さんは日中常に走り回り、夜中は何度も起きる睡眠障害もあり、一泊で施設をでた。次に移った小松市内の旅館も相部屋しかあいていなかった。

2　障害関係の事業所の状況

○半数以上が市外に2次避難、職員も被災し、6名が退職（珠洲市、輪島市B型事業所）

珠洲市の障害関係法人は59人の利用者のうち家屋倒壊や津波の影響で、市外避難24人。市内避難9人、グループホームに新たに4人受けいれ計11人、自宅15人で、2月5日から可能な人の通所再開したが、被災後は1日22人の利用と半減。職員も常勤9人中、4人が家屋倒壊により移住し、3人が退職、非常勤20人中3人が退職してしまい、送迎・支援体制が手薄になっている。

○再開したが、仕事がなくなった（七尾市B型事業所）

七尾市にあるB型事業所では、これまで和倉温泉の旅館のベッドメイクとコーヒー豆の販売をしていたが、震災で温泉も休業して、コーヒー豆も販路がなくなってしまった。

3　避難所、福祉避難所をめぐる問題

○難しい避難所での専門的ケア

能登半島地震の被災地で、精神障害や知的障害がある人の避難についての課題などが浮かんでいる。今も困難を抱えながら過ごす人もいる。避難所の運営は「自助」が中心。食事の準備やそうじなどは避難者が分担していた。「専門スタッフがいないので、個別の対応はできない」と伝えられた。夜中に声を出してしまい、苦情が出たこともあり、避難所をでて、グループホームの一人用の部屋を二人で過ごしてもらっている。県外も含めた受け入れ先を探してきたという。「災害時に障害者が安全に過ごせる場所がない」と訴える。（24・1・15、「朝日」）

○進まない、福祉避難所開設～受け入れ施設が損壊・職員も被災・・

輪島市では、災害時に25の福祉施設などを「福祉避難所」とすることを想定していたが、受け入れ施設自体が損壊し、職員も被災したことなどにより発災当初開設できたのは2か所だけだった。

知的障害の山上恵子さん（59）は1日にグループホームで被災、「津波が来ます」との職員の声に促されて、高台に避難し、夜には同法人が運営する「輪島カブーレ」の市役所内のカフェにたどりつき、仮の福祉避難所となった。段ボールを活用して仕切りをつくり、プライベートの空間を作った。「一般避難所ではいづらい」と高齢の聴覚障害の男性も加わった。（24・1・15、「朝日」）

4　「災害要援護者」をめぐる法改正と自治体の対応

（1）災害対策基本法改正の経過

○福祉避難所の指定（1997年改正）

1995年の阪神淡路大震災での避難所で高齢者、障害者等の要援護者が関連死に至る者が多くみられてことから1997年災害対策基本法の改正で高齢者、障害者等の「福祉避難所」が制度化された。自治体では、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」に基づいて福祉避難所が指定され、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」策定（2005年改正）により災害時の要援護者支援体制の整備が進められた。

○避難行動要支援者名簿の作成の義務化、避難支援関係者に名簿提供を認める（2013年改正）

しかし、2011年の東日本大震災では、福祉避難所がうまく機能せず、また一般避難所にも避難できずに、多くの高齢者・障害者の死亡率、災害関連死とも高かったことから、2013年改正で、従来の「要援護者」を「要配慮者」に改め、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、作成に必要な障害者等の情報集約、本人から同意を踏まえて平常時からの避難支援等関係者への情報提供を求め、災害発生時や発生の恐れがある場合、同意なくとも名簿情報を提供できることとした。

○個別避難計画の作成の努力義務化、福祉避難所への直接避難の促進（2021年改正）

2019年の台風19号等甚大化・頻発化する豪雨災害等をふまえ、2021年改正で、高齢者等の避難の実効性を確保し、あらかじめ個別避難計画の作成を促進するため、計画策定を努力義務化した。

あわせて、「日頃利用している施設へ避難したい」の声のあることから福祉避難所への直接の避難を促進することとし、福祉避難所の機能強化を行うこととした。

（2）自治体における避難支援政策の進捗状況

個別避難計画の作成の努力義務化が施行されて、2年たった2023年1月時点での内閣府の「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」によると、策定済みと回答したのは、全国で9・1％、埼玉県では15・9％、多くの自治体が一部策定済みと回答している。

埼玉県内で策定済みと回答した自治体においても、避難行動

市町村別避難行動要支援者名簿、個別避難計画の策定状況

	富士見市	東松山市	上尾市
人　口	111,850	91,791	228,940
避難行動要支援者名簿作成状況	作成済み	作成済み	作成済み
〃　更新状況	概ね年１回	概ね年１回	概ね年１回
〃　記載者数	926（0.8%）	18,696（20.4%）	8,748（3.0%）
〃　提供者数	926（100%）	1,632（5.5%）	1,307（14.9%）
個別避難計画の策定状況	全部策定済み	一部策定済み	一部策定済み
〃　策定済数	926	216	2,449
〃　優先度の高い対象者数	未把握	把握中	未把握
〃　を活用した訓練	未検討	検討中	未検討

都道府県別の個別避難計画策定状況

2023.1

	策定済み	一部策定済み	未策定
全　国	159（9.1%）	1144（65.7%）	438（25.2%）
埼玉県	10（15.9%）	53（84.1%）	0（0%）

要支援者名簿の記載者数が、東松山市では人口比20・４％にあたるのに、上尾市では３・０％、富士見市では０・８％と市町村によって、対象者が大きく異なっている。

また、避難行動要支援者名簿の記載者のうち、個別避難計画の策定済み数は、富士見市は１００％、上尾市14・９％、東松山市５・５％と差異が大きくなっている。

（３）自治体における避難支援政策の課題

○なぜ、福祉避難所が機能しないのか

台風19号の豪雨で埼玉県川越市の障害者支援施設「けやきの郷」浸水時の施設外避難（２０１９・10）はじめ、九州豪雨の際の熊本県球磨村の特養ホーム「千寿園」（２０２０・７）の例など、多くの施設が浸水想定区域に存在する。能登半島地震での福祉避難所の状況をみても、高齢者、障害者施設の多くが危険な場所にあり、福祉施設の立地問題を改めて考える必要がある。

そのうえで、避難行動要支援者名簿の制度自体、富士見市での調査でも、対象者の６割近くの障害当事者や家族が制度そのものを知らないと答えており、名簿登録しているのは４・４％に留まっている。また、縦割り（行政）の弊害が災害時の施策の実施にも影響しているとの指摘もある。

《おわりに》

東日本大震災から13年たったが、いのちと尊厳を守る避難行動、避難所の教訓は活かされているか。

能登半島地震での障害のある人の被災状況をみると、残念ながら教訓は活かされているということはできない。それぞれの自治体の避難計画がどこまで作成され、実効性のあるものになっているかの検証が必要である。１９９８年に国際赤十字が中心になって避難者の権利と人道支援の必須基準及び技術的な最低基準を定めたソフィア基準によると、保護と安全を保つ権利、尊厳ある生活を受ける権利、人道支援を受ける権利の３つの権利が掲げられている。この国際的な基準、３つの権利をベースにして、障害のある人たちの参加のもとに、対策を実効性のあるものに高めていくことが求められている。

この考え方は、一般避難所においても様々なニーズに対応できるようにしていく努力と、日頃利用している施設が災害時の福祉避難所として機能できるように、立地も含め、平時からの計画、訓練によってはじめて活かされたものになっていく。

民主的自治体論を考える（3回特集）

②民主的中央集権論の問題と源流

國學院大學名誉教授　埼玉自治体問題研究所顧問　大坂　健

一　民主的自治体論の潮流と民主的中央集権論の問題

民主的自治体論が体制変革を視野にいれた理論であれば、それをめざす民主的政府と地方自治との関係をどうみるかが問われる。この点で、民主的自治体論を主張する研究者は、民主的政府の統治組織形態は民主的中央集権制であると論じる者（民主的中央集権論者）と、そのようには論じない者（非・民主的中央集権論者）の二つに分けることができる。島については、前稿で述べたように、自己批判以降、日本共産党の政策についてのコメント以外に民主的中央集権について一切述べていない一方、民主的中央集権と民主的自治体との関係を模索していたことに鑑み、どちらにも属さないものとした。

⑴民主的自治体論の二つの潮流

民主的自治体論を展開しても民主的中央集権をとなえない非・民主的中央集権論者の代表格は、宮本憲一である。宮本がそのような立場をとるのは、体制変革について「日常的な改革を民主主義的な運動によってつみかさね、行政や司法の決定をかちとって、制度を確立していく道が、いまのところ、国民の合意をうる道ではないでしょうか。／その意味では、まず、住民の権力としての自治体が、経済社会を民主化できるように、資本や土地所有に対する規制権をもたねばならないでしょう。」（宮本憲一『地方自治の歴史と展望』自治体研究社、一九八六年、一九一頁）と、資本などへの社会的規制を地方自治体によって実現しようと考えたからであろう。

注目すべきことは、体制を越えた暮らしの共同体として地方自治体を捉えている点においては、島と宮本は共通しているということである。宮本は、「人間社会は共同社会的条件を創造・維持することが必要であり、

このために自治体をつくったといってよいでしょう」（同上、一一―一二頁）と、島と同様の立場を明らかにしている。このような地方自治の歴史観通的認識は、地方自治の運動、制度、組織を体制変革のための手段として捉えることを回避して、地方自治を発展させることが未来社会の構築に資するという見地に導く。

次に、民主的中央集権論者をみていこう。彼らの議論の特徴は、主としてマルクス・レーニン主義の主張を根拠としている点にある。

遠藤晃は、マルクス・レーニン主義の革命論にそって「政治的変革が先行し、そののちに生産関係の変革がおこなわれるというのが、資本主義社会から社会主義・共産主義社会への移行の特質である」ことから、「労働者階級・勤労住民が政治権力をにぎるということ、そして具体的に国の政治をおこない、社会の管理おこなっていくということ」のために中央集権でなくてはならないと述べる（憲法会議編、前掲書、一一六頁）。

斎藤博は、マルクスのパリ・コミューンの論述を根拠に、「〔コミューンの中央政府では〕コンミューン形態をとった民主的地方自治を構成要素とする民主的中央集権制が形成されてくる」（自治体問題研究所編、前掲書、一六五頁）と主張する。そして、それを補強するために、レーニンの『国家と革命』や民族問題に関する著作を引用し、地方自治は民主的中央集権と矛盾するものではなく、むしろ必要とするという。

池上惇は、戦後の日本国憲法によって「地方自治を保障する中央集権」や「民主主義的権利としての生存の権利を保障する中央集権」という民主的中央集権を確立するてがかりが与えられていると指摘し、「大企業や官僚機構の統制の問題は、一地方や一地方自治体の手でなしうるという性格のものでない」ことをあげて、民主的中央集権を根拠づけている（池上惇「シビル・ミニマムと公共サービス」京都自治体問題研究所編『地方自治とシビル・ミニマム』法律文化社、一九七八年、一三―三四頁）。

(2)民主的中央集権論の問題

このような民主的中央集権論には次のような大きな問題がある。

第一に、国家権力を掌握するという体制変革の運動に地方自治の運動を従属させる傾向をもっていることである。

例えば、遠藤は、「地方自治運動の具体的内容として、住民自治の推進と民主的中央集権の実現との統一、まさしく改良と変革の課題の統一の必要があきらかになってきました」（憲法会議編、前掲書、一三五頁）と述べ、住民自治の推進は改良であり、民主的中央集権の実現は体制変革であると指摘している。このような改良と体制変革という捉え方は、結局、地方自治が終局的目標である体制変革に従属すること、つまり、地方自治の運動は体制変革のための国家権力掌握の手段として位置づけられていることを意味する。これは、体制変革のために国家権力の掌握後には、中央集権が優位にたつことを承認する思想といってよい。民主的中央集権論者がいつも「民主的中央集権と地方自治は両立する」とうたいながらも実際には地方自治を軽視するのは、体制変革における地方自治固有の民主主義運動の意義を看過しているからである。

第二に、国家権力を制約しない範囲で容認される地方自治に変質するという問題である。

民主的中央集権論者のなかには、地方自治を国家権力に対抗する概念として把握する論者がいる。斎藤はいう。「地方自治は相対的概念であり、歴史的にみて、中央権力がどういう存在形態をとっているかに対抗して成立する概念であり制度である。したがって地方自治は、地方自治それ自体として存在理由をもちうるものではなく、また

それ自体として絶対化して説明しうるものではなかった。要するに歴史的に存在している中央の国家権力にたいして地方自治が問題になるのである。つまり、ブルジョア的国家権力の、しかも中央集権的統制にたいして地方のあり方が、地方自治の問題である。」（自治体問題研究所編、前掲書、一五二頁）と。このような地方自治観は、地方自治を国家権力との関係でしかみることができず、民主的政府が生まれれば、体制を越えた暮らしの共同活動としての地方自治の側面を視野から欠落させる。斎藤の見方からすると、民主的政府では民主主義が達成されており、国家権力に対抗する地方自治の意味は希薄化することになる。つまり、このような地方自治論は、体制変革のために行使される国家権力を制約しない範囲で容認される地方自治に変質する可能性を内在させている論理なのである。

第三に、未来社会を担う主体をいかに形成するかという視点を欠落させた主張である。

現行の民主主義の下における議会制度では、国民の政治的行為は基本的に議員あるいは政党を選ぶことに限定され、議員や官僚などのエリートによる政治が生まれる。そこでの政治は、何らかの利益を配分することへの見返りとして投票を求める利益誘導政治、つまり「分配民主主義」的政治という性格をもつ。その性格は、雇用による生活保障を重視した「日本型福祉国家」であれ、社会保障による生活保障を重視した「北欧型福祉国家」であれ、利益の内容が異なるとしても変わるものではない。中央集権制は、この政治を効率的効果的に展開するための基幹的機構に他ならない。

体制変革という見地からは、人権保障や経済民主主義的な政策などの推進だけでなく、国民自身が新しい未来を築こうとする自覚をもち権利主体として社会変革の担い手となることが決定的に重要である。民主的政府が樹立され、中央集権制を維持して人権保障などを重視する政策への転換を図ろうとも、「上から」の政治では、国民は社会保障などの「受益」に対して投票するだけの存在にとどまるであろう。このように、民主的中央集権論は、社会変革の主体形成の視点を欠落させた主張なのである。

二　民主的中央集権論の源流

以上のような民主的中央集権論の源流はレーニンのプロレタリア独裁論にある。とはいえ、レーニンが自説を権威付けるためにマルクスを引用し、解釈していることから、マルクスの見解をも含めて検討しよう。

⑴民主的中央集権論とレーニン

体制変革をめざす民主的政府が統治組織形態として民主的中央集権制をとらねばならないとする根拠は、革命後にプロレタリア独裁が必然であり、その具体的形態とされていることにある。レーニンは、『国家と革命』において「プロレタリアートは、搾取者の反抗を抑圧するためにも、社会主義経済を『組織する』仕事で膨大な住民大衆、すなわち農民、小ブルジョアジー、半プロレタリアを指導するためにも、国家権力、中央集権的な力の組織、暴力組織を必要とする」（日本共産党中央委員会レーニン選集編集委員会編『レーニン一〇巻選集⑧』大月書店、一九七〇年、二七―二八頁）と述べているように、社会主義建設において、ブルジョアジーの反抗の抑圧と農民・小ブルジョアジーなどの指導のために、「中央集権的な力の組織」が必要であると指摘している。

そして、レーニンは、マルクスが中央集権論者であると主張して、プロレタリア革命におい

て中央集権制の必要性の論拠を補強する。「無政府主義の小ブルジョア的見解からは、原理的に連邦主義が出てくる。マルクスは中央集権論者である。〔略〕ところで、プロレタリアートと貧農が国家権力を掌握して、まったく自由にみずからをコミューンに組織し、すべてのコミューンの活動を統合して資本に打撃をくわえ、資本家の反抗を打ち砕き、鉄道、工場、土地その他の私有財産を全国民、全社会の手に移すとすれば、これは中央集権制ではないだろうか？これは、最も徹底した民主主義的中央集権制、しかもプロレタリア的な中央集権制ではないだろうか？」〔同上、五〇―五一頁〕と。

⑵マルクスの革命論の変化

マルクスが中央集権論者であったというレーニンの主張は、マルクスの革命論の変化をみていない議論といえよう。確かに、マルクスは、『共産党宣言』を執筆した頃には、ブルジョア革命からプロレタリア革命へと連続した革命の発展転化を追求して、国家権力を暴力的に奪取しようとする少数者による革命路線をとり、革命後にはプロレタリア独裁の下で国家は中央集権的に組織されるものとみていた。それは、「１７９３年のフランスでそうであったように、今日のドイツでも、もっとも厳格な中央集権化を実現することが真の革命党の任務である」（マルクス・エンゲルス「一八五〇年三月の中央委員会の同盟員への呼びかけ」『マルクス＝エンゲルス全集』第七巻、二五七頁。以下、『全集』という）と、述べられていることからわかる。このような革命路線は、バブーフ、ブランキに主に影響されたものであり、少数精鋭部隊の武装急襲によって国家権力を奪取し革命独裁によって社会革命を推進する、「上から」のプロレタリア革命構想とみてよいだろう。

しかし、マルクスは、一八六〇年代から七〇年代に革命路線を徐々に修正し、多数者による革命への展望を示すようになる。それは、マルクス著『フランスにおける内乱』においてみることができる。そこでは、「労働の経済的解放をなしとげるための、ついに発見された政治形態」としてコミューンをあげ、地区コミューンから都市コミューンへ、都市コミューンから全国へと、命令的委任にもとづくいつでも解任できる代表からなる全国代議員会を組織すること、つまり自治体をベースにした統治組織が構想されている。中央政府の統治組織形態については、「そのときにもなお中央政府には少数の、だが重要な機能が残るであろうが、それらの機能は〔略〕コミューンの吏員たち、したがって厳格に責任を負う吏員たちの手で果たされるはずであった」（『全集』第一七巻、三一六頁）と指摘していることからすると、中央集権制を是認していないといえる。マルクスがパリ・コミューンの経験から構想した未来社会の統治組織は自治と命令的委任の代理制を基礎としたものであって、中央集権制ではなかったのである。

三　伝統的マルクス主義と国家論

レーニンの革命論を引き継ぐ伝統的マルクス主義の体制変革論にも問題が多い。この体制変革論は、国家を自由に操作可能な道具的装置であるという認識から、国家権力の掌握という政治革命、次いで、それによって社会革命をすすめていけば最終的に体制変革が可能であるという論理的筋立てとなっている。これは、資本主義世界経済と国民国家間システム（国民国家間の世界的政治システム）から成る資本主義世界システムを考慮せずに、一国の国家権力のみを掌握さえすれば体制変革が可能

だとする構想といってよいだろう。

資本主義社会は、人類史上はじめて支配階級が国家権力に直接依存しないで生産過程内部において社会的剰余を取得できるシステムを生み出した。このシステムは、政治と経済の分離・結合という、それ以前の社会とは異なる社会形態—社会的強制力としての暴力を独占した国家と、資本主義的経済を基礎とした市民社会との相対的自律形態—を必要とし、その国家は国民国家という形をとる。国民国家は、国内的には資本蓄積に必要な自然的社会的諸条件を維持・生成し、諸政治勢力の対立を妥協に導く場となり、資本主義を保護、維持する。それは、資本主義世界システムとして成立しており、これに制約されていることを忘れてはならない。

国家単位の国民経済は、資本主義世界経済の下において密接な国際分業関係で結合しており、それから離れて経済成長・発展は望めないであろう。「社会主義国」といえども資本主義世界経済から離脱して社会主義的生産様式を確立することは不可能であって、せいぜい国家資本主義—労働者も資本家（国家資本を運用する機能資本家としての官僚など）も存在する国有化を基本とした特殊な資本主義—という姿をまとうことしかできないのである。

他方、国民国家は、世界政治においては、覇権国家を頂点とした先進国グループ、それらを追いかける中進国グループ、次いで途上国グループというように序列化されていて、覇権国家を中心とする先進諸国家が国際政治・経済の世界的ルールを決定する国民国家間システムに組み込まれている。しかも、このシステムは、国内の政治勢力間において社会的対立を越えた同盟関係を形成することを促して、体制的危機の回避において重要な役割を果たす。というのは、国民国家間システムの下でヒエラルキー化した諸国家間においてより高い地位を求めて、国民が他国への競争意識をもつようになり、国内において資本主義が引き起こす深刻な社会問題の発生やそれにともなう激しい政治的対立があろうとも、妥協が図られ、体制的危機は回避されるようになるからである。また、国民は、自国経済の発展・成長が自己の生活水準の向上につながると認識して、国際分業においてより付加価値の高い分業が担えるように自国政府に求めるようになる。こうした国民意識の下で支配的階級は、経済成長や大国化への構想を打ち出してヘゲモニーを確立することによって政治的支配を容易に維持することができる。資本主義が生きながらえることができるのは、世界が国民国家に分割されているからといっても過言ではない。

もし、民主的政府が国民の競争意識と願望を考慮せずに体制変革に向けた改革を推進すれば、政権党は、民主的な政治制度の下ではヘゲモニーを確立することができずに、政権の座から転がり落ちるであろう。現存「社会主義国」が実際そのようになっていないのは、掌握した国家権力によって独裁政治がとられているからである。

資本主義体制を社会主義体制へと変革しようとすれば、国内的諸改革のみならず、資本主義世界システムの改革をも視野にいれざるを得ない。しかも、これは諸国家間を緊密に結ぶ世界規模のシステムであることから、体制変革は世界規模で進めなければならず、きわめて困難で超長期のプロセスになるはずである。

もちろん、マルクスはこのような点について無視していたわけではない。彼は、諸国家が世界市場に結合されていることを根拠に、体制変革は世界革命として達成されるものであると指摘していた。「共産主義は、経験的には、ただ支配的諸国民の事業として『一度に』かつ同時に可能なのであり、そのことは、生産諸力の普遍的発展とそれに結びついた世界交通を前提

とする」（渋谷正編訳『草稿完全復刻版　ドイツ・イデオロギー〔本巻・邦訳篇〕』新日本出版社、一九九八年、六六―六七頁）と。さらに、マルクスは、「ゴータ綱領批判」において、国民国家は、「経済的には世界市場の『枠内に』あり、政治的には諸国家の『体系』の『枠内に』にある」（『全集』第一九巻、二四頁）と、国民国家間システムにも言及している。けれども、彼は、一国の体制変革において、資本主義世界経済と同様に、国民国家間システムも決定的な制約条件であるとは語っていないのである。それは時代的制約があったからであろう。国民国家間システムが国民を国家間競争に巻き込み資本主義体制を強固に支えるように作用しはじめるのは、選挙権の付与や社会保障施策の展開などによる労働者階級の国民化＝労働者階級の国民国家への包摂が進む一九世紀末頃からの大衆化の時代以降のことである。そのため、マルクスはこのような認識をもつことができなかったと思われる。

また、マルクスは国家論を『資本論』のように理論的に深く考察していないことにも注意を払わねばならない。マルクスの国家に関する著作は『フランスにおける階級闘争』、『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』、『フランスにおける内乱』があるが、これらは基本的にそれぞれの時代における階級闘争の分析であって、国家論として書かれたものではない。国家論の理論的な考察の欠落は、マルクス主義を広めたエンゲルスの、国家権力を掌握すれば自由に国家を操れるという国家道具論に貫かれた『家族、私有財産および国家の起源』によって、さらに、それを引き継いだレーニンの『国家と革命』で埋められたのであった。そのため、レーニンの国家論がマルクス主義の国家論として理解され、マルクス主義国家論の創造的発展が阻害されるという結果を招くことになったのである。その一つの帰結が民主的中央集権論に他ならない。

前回の構成
第一回　民主的自治体論の形成と特質（『そよ風』NO・61に掲載）
次回の構成
第三回　自治型国家構想と自治体

2024 自治体学校は神奈川で開催

この機会活かして地域と職場に元気を！
昨秋からの協議で、概略次のとおり決まりつつあります。

☆　**日程・企画**

7月20日　全体会、他　鶴見公会堂（鶴見駅前）
講演　「地方自治と地域　この1年から考える（仮）」
中山徹理事長
講演　「紛争地、被災地に生きる人々の声
～取材から見えてきたこと（仮）」安田菜津紀さん
報告　能登地震被災地から、他

7月21日　分科会・講座　横浜市立大学（金沢八景駅）
11分科会、2現地分科会で学び・交流

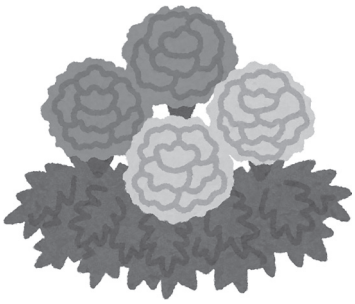

会員交流のひろば

一致する課題で党派超え、市政を前へ

羽生市議会議員　柳澤 あきら

統一地方選で3期目となりましたが、大切にしているのは、一致する課題で、党派を超えて署名を集めたり、請願や意見書の採択で力を合わせ、市政を進めることです。

実現した「のりあいタクシーの導入」では、２０１８年３月に一般質問、翌年11月に「乗り合いタクシー早期実現を求める署名」を他の議員と協力して集め、５５２筆を市長に提出・要望し、２０２２年10月に75歳以上一回５００円の「のりあいタクシー」が実現しました。来年４月からは、全年齢が利用可能に改善される予定です。

今、南羽生駅東口設置を目指して地元の手子林自治会や地元選出議員と協力して集めた署名で、早期実現を図っています。「米価下落対策を緊急に求める意見書」では、私が意見書の案を作成して、議員全員が賛同できる内容に調整し、全員一致で採択されました。

議会改革特別委員会の委員長として改革を進め、○政務活動費の運用指針を策定し、使用方法が明確化され領収書を含めた政務活動費を羽生市ＨＰで公開。○印刷代や用紙代などのコスト削減と消費減による環境負荷軽減で、タブレット端末を導入、○小・中学校運動会の議員来賓挨拶では、議員に時間をかけるより主役の子ども達に一つでも多く競技をやってもらう考えから来賓紹介のみに改善、等を実現し、議会改革度ランキング約１４００自治体中９００位から５１０位に順位を上げました。

党派を超えて、市政を前に進めることが評価されてか、２期目の終盤には、議会運営委員長にもなりました。引き続き、他の議員とも協力して市政を前に進めていきます。

新たな視角で社会を捉え直して

埼玉県職員　宮沢 康則

いわゆる民主的な活動に参加して思うのは、固定メンバーによる内輪の活動が多いということです。

「メンバー」というのは個人だけでなく、団体を含みます。行事を開催する際、参加を呼びかける先が一部の団体に限られていたり、記念講演等で招くゲストが関係団体の役員だったりというのがその例です。それでは活動が広がらないばかりか、新たな視角で社会を捉え直すこともできないでしょう。

そんなことにならないよう、日常の埼玉自治体問題研究所の活動ではあまり注目されないが、実は埼玉県内をフィールドとして優れた取組みを行っているという人を、研究所の理事会で紹介しています。これまでに紹介したのは下表の5氏です。

氏名（敬称略）	職業・所属等	活動拠点
黒田　和代	困窮者支　NPO サマリア代表	所沢市
岡﨑　広樹	UR川口芝園団地自治会事務局長	川口市
猪股　正	反貧困活動　弁護士	さいたま市
小堀　鷗一郎	訪問診療医　堀ノ内病院	新座市
河邉　政明	宅建業　平和建設（株）代表取締役	戸田市

ここでは詳細を記すだけの余裕がありません。興味のある方はご自身で検索してみてください。

他にも優れた取組みを行っている方が多数おられることでしょう。理事会でもアンテナを高くして、更に新たな人材を発掘していくつもりです。

会員の皆様には、身近なところでこんな取組みがあり、人材がいるという情報をぜひお寄せください。

そして、今後、そうした方々に話を伺ったり、取組みを見学するなどにより、研究所の活動のウイングを広げていきたいと思います。